

訪問看護料金表（介護保険対象の方）

令和3年4月改定

基本料金	所要時間に応じて		
	※以下の金額は1回の10割料金ですが、実際の利用料は介護保険負担割合証に記載されている負担割合（1割、2割または3割）を乗じた額となります。		
	30分未満	要介護の方 4,700円	要支援の方 4,500円
	30分以上 1時間未満	8,210円	7,920円
	1時間以上 1時間30分未満	11,250円	10,870円
	20分未満 ※1	3,130円	3,020円
	※1 20分以上の訪問を1回/週以上利用している場合のみ		
特例措置	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への特例的評価として、令和3年4月1日～9月30日のサービスご利用分について、上記基本料金の総額(サービスご利用額)に0.1%上乘せとなります。		
	30分以上 1時間未満を10回ご利用頂いた場合 821点 x 10回 x 0.1% → 8点 → 80円 ※小数点以下四捨五入、但し、小数点以下四捨五入のより単位未満となる場合には1点(10円)。		
各種加算項目	① 特別管理加算(Ⅰ)(医学的管理が必要な場合)	5,000円 / 月 (限度額外)	
	② 特別管理加算(Ⅱ)(医学的管理が必要な場合)	2,500円 / 月 (限度額外)	
	③ 初回加算	3,000円 / 月	
	④ 退院時共同指導加算	6,000円 / 月	
	⑤ 複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 30分以上	2,540円 / 回 4,020円 / 回
	⑥ 長時間訪問看護加算 ※1	3,000円 / 回	
	⑦ 中山間地域等における小規模事業所加算 ※2	所定の金額の5%増し / 回 (限度額外)	
	⑧ 早朝・夜間加算 ※3 深夜加算 ※3	それぞれの料金の 25% 増し それぞれの料金の 50% 増し	
	⑨ 緊急時訪問看護加算	5,740円 / 月 (限度額外)	
	⑩ ターミナルケア加算	20,000円 / 回 (限度額外)	
	※1 ⑥は、特別管理加算対象の方で居宅介護サービス計画に位置付けされている方が対象となります。尚、特別管理加算対象外、居宅サービス計画に位置付けされていない場合、医療保険の対象者については延長料金として別途料金の支払いを承ります。		
	※2 通常のサービス実施地域(黒部市・入善町・朝日町)以外にお住まいの方が対象となります。		
	※3 早朝(6:00～8:00) / 夜間(18:00～22:00) / 深夜(22:00～6:00)		

その他利用料	以下はすべて保険適用外であるため、表示通りの実費負担となります。			
	① 衛生材料・介護用品等	実費相当		
その他利用料	② 延長料金（1時間30分を超える場合）			
	営業日	9:00 ~ 16:59	1,000円 / 30分毎	（30分未満切り上げ）
		17:00 ~ 21:59	3,000円 / 60分以内	（以降 30分毎に 1,500円、30分未満切り上げ）
		22:00 ~ 5:59	5,000円 / 60分以内	（以降 30分毎に 2,500円、30分未満切り上げ）
		6:00 ~ 8:59	4,000円 / 60分以内	（以降 30分毎に 2,000円、30分未満切り上げ）
その他利用料	休日	9:00 ~ 16:59	2,000円 / 30分毎	
		17:00 ~ 21:59	4,000円 / 60分以内	（以降 30分毎に 2,000円、30分未満切り上げ）
		22:00 ~ 5:59	6,000円 / 60分以内	（以降 30分毎に 3,000円、30分未満切り上げ）
		6:00 ~ 8:59	5,000円 / 60分以内	（以降 30分毎に 2,500円、30分未満切り上げ）
その他利用料	③ キャンセル料		訪問予定日の2日前	10割料金の 30%
			訪問予定日の前日	10割料金の 50%
		訪問日当日	10割料金の 80%	
		連絡なし	10割料金の 100%	
※ ただし、やむをえない理由によるキャンセルについては頂きません。				
エンゼルケア料	営業日	9:00 ~ 16:59	13,000円	
		17:00 ~ 21:59	15,000円	
		22:00 ~ 5:59	17,000円	
		6:00 ~ 8:59	15,000円	
エンゼルケア料	休日	9:00 ~ 16:59	15,000円	
		17:00 ~ 21:59	17,000円	
		22:00 ~ 5:59	19,000円	
		6:00 ~ 8:59	17,000円	

[補足]

- ①訪問看護サービスの介護保険適用時の料金は、介護保険法により定められています。その為、介護保険法並びに関連諸法の改定等により、料金に変更される場合があります。この場合においては、書面により変更内容を通知させていただきます。
- ②保険適用外の料金は、金額設定時の物価や税率を元に決定しております。その為、物価の変動や税率の変更等により、やむをえず料金を変更させて頂く場合があります。この場合においては、変更内容を書面により通知させていただきます。